

## 第6期京丹後市障害福祉計画

### 計画の策定にあたって

国では、地域生活における共生の実現に向けて、「障害者自立支援法」を改正し、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律を整備し、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しています。

平成30年4月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律を施行し、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしています。

なお、本計画は障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

#### 第6期障害福祉計画見直しのポイント

- 1 地域における生活の維持及び継続の推進
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 相談支援体制の充実・強化等
- 4 障害福祉人材の確保
- 5 福祉施設から一般就労への移行等
- 6 発達障害者等支援の一層の充実
- 7 障害者の社会参加を支える取組
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 10 障害福祉サービス等の質の向上

## 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

本計画は、第3次京丹後市障害者計画の基本理念を踏まえ、平成30年度から令和2年度第5期障害福祉計画のサービス実績、見込み量等を換算し、見直しを行い、その後の3年間の計画期間において障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについて、令和5年度までの目標値を設定します。

また、計画については、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度等について大幅な変更が生じた場合、適宜、見直しを行うものとします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		第3次	障害者計画	(6年間)	
第5期	障害福祉計画	(3年間)			
		見直し	第6期	障害福祉計画	(3年間)

## 計画の視点

### 1 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

### 2 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりや地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

### **3 障害者の能力・才能への気づきと創造・開花を促進**

人は個人それぞれに秘めた才能を持っています。障害者にその才能の創造と開花の場と機会を提供することにより新たな可能性を引き出し、その素晴らしい才能が豊かに育まれ、生き生きと自立し、様々な分野で活躍していく生活に繋げるとともに、障害のある人もない人も関係なく支え合い高め合って共生が多彩に発展していく環境整備を進めます。

### **4 地域社会の理解と参加の促進**

サービス提供や基盤整備について、サービスを利用する障害者のニーズを適切に把握し、その意向を計画に反映することはもちろんですが、障害及び障害者に対する地域社会の理解を得ることもまた重要です。本計画の作成にあたっては、自立支援協議会をはじめ、障害者本人や地域住民、企業等へ幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進めます。

### **5 総合的な取り組み**

障害者の地域生活への移行、就労支援等の推進にあたっては、福祉分野のみならず、雇用、教育、医療といった分野をこえた総合的な取り組みが不可欠です。公共職業安定所や特別支援学校等の行政・教育機関、企業、医療機関といった関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化等を進めます。

### **6 目標値・サービス見込量に対する基本的な考え方**

第6期障害福祉計画の目標値・サービス見込量は、第5期計画の実績数値に伴う現状把握や地域における課題、障害者等のニーズを踏まえ、必要なサービス量を見込んでいます。また、数値目標の考え方は、国の指針を踏まえつつ、これまでの実績や地域資源の状況を考慮し設定しています。

## 計画の性格

本計画は、国が示した基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和 2 年 5 月 19 日厚生労働省告示第 213 号）（以下「国の指針」という）を踏まえ、策定しています。

主な内容は次のとおりです。本計画はこれらの改正の内容を踏まえて策定しました。

### 【定める（見直す）こととされている事項】

- 令和 5 年度の福祉施設入所者の地域生活への移行人数
- 令和 5 年度の精神病床における 1 年以上長期入院患者数
- 令和 5 年度の福祉施設から一般就労への移行人数
- 令和 5 年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村の地域生活支援事業及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み

◆サービスの体系

